

延岡市障がい者福祉バス利用について（案内）

Q)延岡市障がい者福祉バスって？

障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした、延岡市内の障がい者福祉団体とその構成員が利用できるリフト付きバスのことです。

Q)対象者は？

■延岡市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者とその家族

■延岡市内の障がい者及びその家族等で組織されている障がい者福祉団体

Q)バスを使うことのできる対象事業は？

■健康増進を図り、社会参加を促進する事業

■親睦を深め、仲間意識を高揚する事業

■教養を高め、知識を深める事業

Q)利用できる人数は？

■10人以上(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者を5人以上含む)

■バスの定員は、29人(補助席3席、車いす専用席4席、運転士含む)

Q)利用できる期間や時間は？

■1月4日から12月28日まで

■時間は、午前8時30分から午後5時30分で運行できる範囲とします。

(※ただし、行事の開始時間等やむを得ない事情で運行時間を超える場合は、ご相談ください。)

■別表 運行範囲で1泊2日の利用を認めている範囲であれば、1泊2日の利用が可能です。

Q)利用できる範囲は？

■九州管内(別表 福祉バス運行範囲)とします。

■道路事情によりバスが通れない区域は除きます。

Q)利用できる回数は？

■1団体あたり、月1回を限度としています。

Q)利用者の費用の負担は？

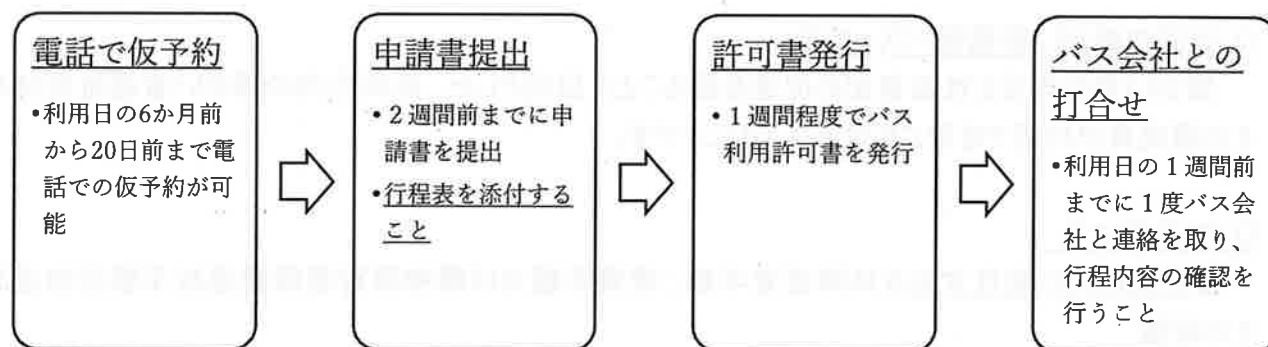
■利用者の責に帰すべき事由による車両破損の修理費

■運行に伴う駐車料金、有料道路使用料(※ETCはついていません。大型車料金です。)

■運転手の宿泊料・宿泊時の食事代

※ 宿泊を伴う場合は、ホテル等に運転手の宿泊も伝えておくことをお勧めします。

Q)申請方法は？



◇電話での仮予約はバス利用を希望する日の6か月前から20日前までとします。

◇利用申請書の提出は、2週間前までにお願いいたします。

◇利用申請書には、必ず行程表を添付してください。

※利用許可書の発行後、許可書と行程表を障がい福祉課からバス会社へFAXします。

◆仮予約・利用申請書提出先

延岡市役所 障がい福祉課障がい福祉係(TEL:0982-22-7059)

◇利用申請後に利用者に変更があった場合は……

→利用前日までに必ず届出てください

キャンセルについて

◇原則として、台風や災害時等以外での、当日のキャンセルは認めません。

利用上のお願い

◇一日保険(民間のレクリエーション保険等)に加入することをお勧めします。

◇乗車する前に健康チェックをしてください。利用責任者は、体調の悪い方の乗車を見合わせるようご指導ください。

◇家族や身近な人に行き先、日程等を必ず説明しておいてください。

◇出発、帰着の際の乗車や下車の場所は、原則として3か所までとします。

◇集合場所は、交通量が少ない、広い場所にしてください。

〇〇商店前、〇〇公民館前などと具体的に利用申込書に記入してください。

◇運転手へのお弁当、謝礼等は不要です。

受託者

◆宮交タクシー株式会社

延岡市平原町1丁目993番地

TEL 32-5431 FAX 32-5427